

高知市営住宅等指定管理者審査委員会における審査結果について

1 対象施設等

名 称 高知市営住宅及び共同施設
 指定予定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

2 申請団体数 1団体

3 審査

(1) 審査委員会開催日

第1回審査委員会 令和6年9月27日（金） 審査方法等事前説明
 第2回審査委員会 令和6年10月15日（火） 申請団体面接及び書類審査

(2) 審査方法

申請団体から提出された書類の審査及び団体ごとの面接を実施し、高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第69号）第4条の規定による選定基準に基づき7名の審査委員が採点を行い、得点を合計した。

(3) 審査結果

総得点 976点（1,400点満点）

主な評価内容

事業計画に関して、平成24年2月の第一期から第三期の令和5年度までの取組みによる実績から課題を整理し、改善点を第四期の令和7年度から令和11年度の管理運営に反映して、継続的に実施する内容となっており一定評価できる。

ただし、高齢者や障がい者などへの訪問見守り等の入居者サービスについては、指定管理者のみで解決を図るだけでは負担が増していくため、民生委員との協力や地域包括支援センター等との外部連携により、人件費の縮減や現場負担を軽減する方策を図って管理運営をしていくことが望まれる。

提案内容の中で自主事業など、その具体的な手法が明確でないものもあるが、各構成団体の財務状況も健全である。

一方で、審査基準は満たしているが、市が提示した参考価格を超える提案額となっており、収支予算については、より一層、施設の管理経費の縮減を求め、事業者との調整・協議を経た上で、指定管理者の指定候補者として選定するかどうかを適切に判断されたい。

【高知市指定管理者審査委員会 審査集計表】

高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条（指定候補者の選定等）	評 価 項 目	配点 (満点)	A
指定施設の運営方法が、市民等の平等な利用を確保することができるものであること	1 利用者の平等確保と要望の把握及び反映	105	71
指定施設の設置の目的に照らし、その管理を効率的かつ効果的に行うことができるものであること	2 事業計画	245	165
指定施設の管理を適確に遂行するに足る人的構成及び財産的基礎を有するものであること	3 事業者概要 4 運営体制 5 施設の維持管理 6 利用者等の安全確保	490	346
収支予算書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること	7 収支状況	245	160
個人情報の取扱いを適正に行う体制が整備されていること	8 個人情報の保護	70	52
市長等が施設の性質又は目的に応じて定める基準	9 政策・施策推進 10 地域経済への貢献	245	182
合	計	1,400	976

4 審査委員会委員

(敬称省略)

	所属団体・役職名	氏名
委員長	高知市総務部副部長	山脇 弘道
副委員長	高知市財務部副部長	大宮 剛夫
委員	高知市都市建設部副部長	中岡 広昭
	税理士	山中 尊滋
	住宅審議会委員	宇都宮 千穂
	住宅審議会委員	山本 聡
	社会福祉法人高知市社会福祉協議会事務局長	竹島 直孝